

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

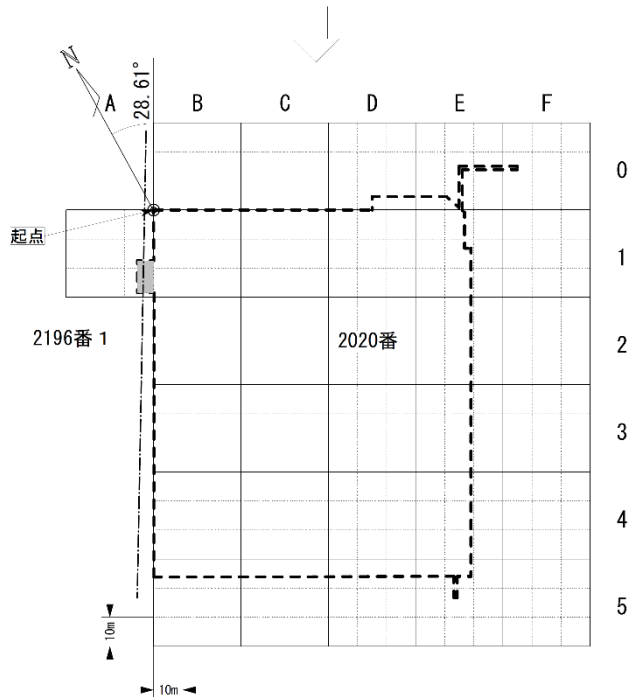
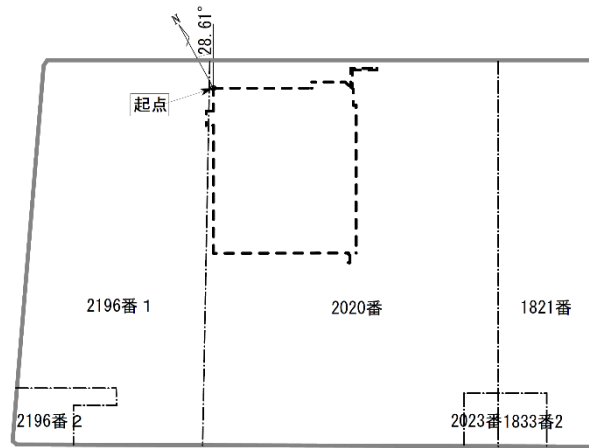
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県本庄市小島南四丁目二千百九十六番一の一部及び二千二百番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

地番：埼玉県本庄市小島南



**起点**

起点は、埼玉県本庄市小島南4丁目2196番1の一部、小島南4丁目2020番の一部の内、改変範囲の最北端とする。

格子の回転角度 28.61°

- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 敷地境界
- - - 地番境界
- - - 調査範囲